

第 3 5 号議案

中間市市営住宅条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 6 年 9 月 2 日提出

中間市長 松下 俊男

中間市市営住宅条例の一部を改正する条例

中間市市営住宅条例（平成9年中間市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「同じ。）」の次に「をいう。」を加える。

第5条第3号中「に係る契約（法第2条第6号に規定する賃借をいう。以下同じ。）」を「（法第2条第6号に規定する賃借をいう。以下同じ。）に係る契約」に改め、同条第6号中「第20条（）」の次に「同法」を加える。

第6条第1項第3号ア（エ）中「同様な」を「同様の」に改め、「含む。」の次に「以下この号において同じ。」を加え、同項第6号中「市税」を「市税等」に改め、同条第2項中「規定にかかわらず」を「規定にかかわらず」に改め、同項第5号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同条第3項を削る。

第7条第2項中「前条第1項各号」を「、前条第1項各号」に改める。

第14条第1項本文中「住宅の家賃」の次に「の額」を加え、同項中「第3項の規定により定められたものをいう。」を「毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額をいう。」に改め、同項ただし書中「近傍同種の住宅の家賃」を「、近傍同種の住宅の家賃の額」に改め、同条第3項を削る。

第16条第1項中「又は」を「若しくは」に、「、第41条第1項」を「又は第41条第1項」に改め、同条第2項中「その月分」の次に「の家賃」を加え、同項ただし書中「平成7年」を「平成元年」に改め、同条第3項中「日割計算」を「、日割計算」に改める。

第19条第1項中「地方債の取得」を「地方債の取得費」に改め、同条第2項中「入居者」を「市営住宅を使用している者」に改める。

第20条第1項中「入居者（第6条第1項第2号に規定する親族及び第12条の規定により市長の承認を受けた当該親族以外のものを含む。以下この条並びに第32条第4項及び第41条において同じ。）が」を削り、「あり」を「ある場合においては」に、「ときは」を「入居者に対して」に、「徴収を猶予」を「徴収の猶予を」に改め、同条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、前項各号中「入居者」とあるのは「入居決定者」と読み替えるものとする。

第22条第3号中「又は維持、」を「、維持又は」に改め、同条第4号中「風呂桶」を「風呂おけ」に改める。

第23条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

第28条第3項中「模様替」を「模様替え」に改める。

第31条第2項中「家賃以下」を「家賃の額以下の額」に改める。

第32条第4項第1号中「病気にかかっているとき」を「病気により著しく生活困窮の状態にあるとき」に改める。

第33条第1項中「家賃」の次に「の額」を加える。

第41条第1項中「入居者」の次に「又は同居者」を加え、同項第3号中「き損」を「毀損」

に改める。

第43条第2項後段を次のように改める。

この場合において、第6条第1項第3号ア中「214,000円」とあるのは「158,000円」と読み替えるものとする。

第44条第3項中「明け渡しの日」を「明渡しの日」に改める。

第46条第1項中「法第23条第1項第1号ア又はウに掲げる場合に依り、それぞれ同号ア又はウに掲げる」を削る。

第49条第1項中「家賃」の次に「の額」を加える。

第50条中「又は」を「若しくは」に改め、「読み替える」の次に「ものとする」を加える。

第61条第1項中「ものとする」を削る。

第62条第1項中「同種の駐車場の使用料」の次に「の額」を加える。

第64条第3項中「場合において、」の次に「これらの規定中」を加え、「と読み替え、第18条第2項中」を「と、」に改める。

第65条第1項第3号中「き損」を「毀損」に改め、同条第2項中「同条中」を「これらの規定中」に改め、「同条第3項中」を削る。

第66条第3項中「一切」を「、一切」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

中間市市営住宅条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 市営住宅建替事業 市が施行する公営住宅建替事業（法第2条第15号に規定する事業をいう。以下同じ。）<u>をいう。</u></p> <p>(6) (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 市営住宅建替事業 市が施行する公営住宅建替事業（法第2条第15号に規定する事業をいう。以下同じ。）</p> <p>(6) (略)</p>
<p>(公募の例外)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する者を、公募を行わず市営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 公営住宅の借上げ（<u>法第2条第6号に規定する賃借をいう。以下同じ。</u>）に係る契約の終了</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（<u>同法第138条第1項において準用する場合を含む。</u>）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36</p>	<p>(公募の例外)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する者を、公募を行わず市営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 公営住宅の借上げに係る契約（<u>法第2条第6号に規定する賃借をいう。以下同じ。</u>）の終了</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法</p>

年法律第150号) 第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却

(7)・(8) (略)

(入居者の資格)

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) その者の収入がア又はイに掲げる場合に依り、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。

ア 特に入居者の居住の安定を図る必要がある場合として、次に掲げる場合 214,000円 ((オ) に該当する場合、当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)

(ア) ~ (ウ) (略)

(エ) 入居者及びその配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)又は婚姻の予約者の年齢の合計が80歳以下であって、入居者及びその配偶者については、婚姻の届出の日(婚姻の届出をしないが事実婚関係と同様の事情にある場合にあっては、これに相当する日として市長が別に定める日)から1年以内である場合

律第150号) 第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却

(7)・(8) (略)

(入居者の資格)

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) その者の収入がア又はイに掲げる場合に依り、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。

ア 特に入居者の居住の安定を図る必要がある場合として、次に掲げる場合 214,000円 ((オ) に該当する場合、当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)

(ア) ~ (ウ) (略)

(エ) 入居者及びその配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は婚姻の予約者の年齢の合計が80歳以下であって、入居者及びその配偶者については、婚姻の届出の日(婚姻の届出をしないが事実婚関係と同様の事情にある場合にあっては、これに相当する日として市長が別に定める日)から1年以内である場合

(オ) (略)

イ (略)

(4)・(5) (略)

(6) 市税等 (本市以外の市区町村に納付すべきものを含む。) を滞納していない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者 (次条第2項において「老人等」という。) にあつては、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1)～(4) (略)

(5) 生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第1項に規定する支援給付 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律 (平成19年法律第127号) 附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。) を受けている者

(6)～(8) (略)

(オ) (略)

イ (略)

(4)・(5) (略)

(6) 市税 (本市以外の市区町村に納付すべきものを含む。) を滞納していない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者 (次条第2項において「老人等」という。) にあつては、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1)～(4) (略)

(5) 生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第1項に規定する支援給付 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律 (平成19年法律第127号) 附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。) を受けている者

(6)～(8) (略)

3 第1項の規定にかかわらず、被災市街地復興特別措置法 (平成7

(入居者資格の特例)

第7条 (略)

2 前条第1項第3号ア(オ)に掲げる市営住宅の入居者は、前条第1項各号(老人等にあつては同項第3号から第5号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(家賃の決定)

第14条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第29条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃の額(毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額をいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、市営住宅の入居者からの収入の申告がない場合において、当該入居者に対し、第36条の規定による請求を行ったにもかかわらず、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。

2 (略)

年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては、第1項第4号及び第5号に掲げる条件を具備する者でなければならない

(入居者資格の特例)

第7条 (略)

2 前条第1項第3号ア(オ)に掲げる市営住宅の入居者は前条第1項各号(老人等にあつては同項第3号から第5号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(家賃の決定)

第14条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第29条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、市営住宅の入居者からの収入の申告がない場合において、当該入居者に対し、第36条の規定による請求を行ったにもかかわらず、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

2 (略)

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する

(家賃の納付)

第16条 市長は、入居者から、第11条第5項の規定により通知した入居指定日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日（第32条第1項若しくは第37条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日若しくは明け渡した日のいずれか早い日又は第41条第1項による明渡しの請求を行ったときは、明渡しの請求をした日）までの間、家賃を徴収する。

2 入居者は、毎月末（月の途中で明け渡した場合は明け渡した日）までに、その月分の家賃を納付しなければならない。ただし、その期限が中間市の休日を定める条例（平成元年中間市条例第31号）に規定する中間市の休日に当たるときは、当該休日の翌日をもってその期限とみなす。

3 入居者が新たに市営住宅に入居した場合又は市営住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。

4 (略)

(敷金の管理)

第19条 市長は、敷金を国債又は地方債の取得費、預金、土地の取得費に充てる等安全確実な方法で運用しなければならない。

方法により算出した額とする。

(家賃の納付)

第16条 市長は、入居者から、第11条第5項の規定により通知した入居指定日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日（第32条第1項又は第37条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第41条第1項による明渡しの請求を行ったときは、明渡しの請求をした日）までの間、家賃を徴収する。

2 入居者は、毎月末（月の途中で明け渡した場合は明け渡した日）までに、その月分を納付しなければならない。ただし、その期限が中間市の休日を定める条例（平成7年中間市条例第31号）に規定する中間市の休日に当たるときは、当該休日の翌日をもってその期限とみなす。

3 入居者が新たに市営住宅に入居した場合又は市営住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。

4 (略)

(敷金の管理)

第19条 市長は、敷金を国債又は地方債の取得、預金、土地の取得費に充てる等安全確実な方法で運用しなければならない。

2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等市営住宅を使用している者の共同の利便のために使用するものとする。

(家賃及び敷金の減免又は徴収猶予)

第20条 市長は、次に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予が必要と認める入居者に対して、当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(1)～(4) (略)

2 市長は、入居決定者について前項各号のいずれかに掲げる特別の事情があり、敷金の納付が困難と認めるときは、当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。この場合において、前項各号中「入居者」とあるのは「入居決定者」と読み替えるものとする。

(入居者の費用負担義務)

第22条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1)・(2) (略)

(3) 共同施設の使用、維持又は運営に要する費用

(4) 風呂おけ及びガス釜の修繕に要する費用

2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等入居者の共同の利便のために使用するものとする。

(家賃及び敷金の減免又は徴収猶予)

第20条 市長は、入居者(第6条第1項第2号に規定する親族及び第12条の規定により市長の承認を受けた当該親族以外のものを含む。以下この条並びに第32条第4項及び第41条において同じ。)が次に掲げる特別の事情があり、家賃の減免又は徴収の猶予が必要と認めるときは、当該家賃の減免又は徴収を猶予することができる。

(1)～(4) (略)

2 市長は、入居決定者について前項各号のいずれかに掲げる特別の事情があり、敷金の納付が困難と認めるときは、当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(入居者の費用負担義務)

第22条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1)・(2) (略)

(3) 共同施設の使用又は維持、運営に要する費用

(4) 風呂桶及びガス釜の修繕に要する費用

(5) (略)

(入居者の保管義務)

第23条 (略)

- 2 入居者の責めに帰すべき事由により市営住宅又は共同施設が滅失又は毀損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(住宅の増築等の制限)

第28条 (略)

- 2 (略)
- 3 第1項の承認を得ずに市営住宅を模様替えし、又は増築したときには、入居者は、直ちに自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

第31条 (略)

- 2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃の額以下の額とし、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。

(5) (略)

(入居者の保管義務)

第23条 (略)

- 2 入居者の責めに帰すべき事由により市営住宅又は共同施設が滅失又はき損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(住宅の増築等の制限)

第28条 (略)

- 2 (略)
- 3 第1項の承認を得ずに市営住宅を模様替し、又は増築したときには、入居者は、直ちに自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

第31条 (略)

- 2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下とし、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。

3 (略)

(高額所得者に対する明渡し請求)

第32条 (略)

2・3 (略)

4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者について次の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合は、その申出により、明渡しの期限を延長することができる。

(1) 入居者又は同居者が病気により著しく生活困窮の状態にあるとき。

(2)～(4) (略)

(高額所得者に対する家賃等)

第33条 高額所得者は、第14条第1項及び第31条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額を支払わなければならない。

2・3 (略)

3 (略)

(高額所得者に対する明渡し請求)

第32条 (略)

2・3 (略)

4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者について次の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合は、その申出により、明渡しの期限を延長することができる。

(1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。

(2)～(4) (略)

(高額所得者に対する家賃等)

第33条 高額所得者は、第14条第1項及び第31条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2・3 (略)

(住宅の明渡し請求)

第41条 市長は、入居者又は同居者が次の各号のいずれかに該当する
場合においては、当該市営住宅の入居の許可を取り消し、直ちに明
渡しを請求することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 当該市営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。

(4)～(6) (略)

2～6 (略)

(改良住宅の入居者資格等)

第43条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、改良住宅に入居することができる者が
入居せず、又は入居しなくなった場合における当該改良住宅の入居
者の公募の方法、入居者資格等については、第4条から第6条ま
で、第7条第1項、第9条及び第35条の規定を準用する。この場合
において、第6条第1項第3号ア中「214,000円」とあるのは
「158,000円」と読み替えるものとする。

(住宅の明渡し請求)

第41条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合におい
ては、当該市営住宅の入居の許可を取り消し、直ちに明渡しを請求
することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 当該市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。

(4)～(6) (略)

2～6 (略)

(改良住宅の入居者資格等)

第43条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、改良住宅に入居することができる者が
入居せず、又は入居しなくなった場合における当該改良住宅の入居
者の公募の方法、入居者資格等については、第4条から第6条ま
で、第7条第1項、第9条及び第35条の規定を準用する。この場合
において、法23条第1項第1号中「ア、イ又はウ」とあるのは「ア
又はウ」と、「令第6条第1項に規定する金額」とあるのは「令第
6条第1項に規定する金額について改良法施行令第12条の規定によ
り読み替えられる金額」と、「令第6条第2項に規定する金額」と
あるのは「令第6条第2項に規定する金額について改良法施行令第
12条の規定により読み替えられる金額」と読み替えるものとする。

(改良住宅の家賃の決定等)

第44条 (略)

2 (略)

3 第46条第1項の規定により収入超過者と認定された改良住宅の入居者について、第14条第1項本文に規定する方法により算出した額(この額が改良法施行令第13条の2の規定により読み替えてその例によることとされる旧令第6条の2第2項の規定による割増賃料の限度額に改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧法第12条第1項の規定により算出した額の範囲内で市長が定める家賃を加えた額を超えるときは、当該額)が第1項の規定により市長が定めた家賃の額を超えるときは、当該認定に係る期間(当該入居者が当該期間中に改良住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じた日から当該明渡しの日までの間)、毎月、その差額に相当する額を付加家賃として徴収することができる。

4 (略)

(収入超過者の認定)

第46条 市長は、入居者が改良住宅に引き続き3年以上入居している場合において、第42条において準用する第15条第3項の規定により認定した入居者の収入が第43条第2項の規定により読み替えて準用される金額を超えるときは、当該入居者を収入超過者として認定

(改良住宅の家賃の決定等)

第44条 (略)

2 (略)

3 第46条第1項の規定により収入超過者と認定された改良住宅の入居者について、第14条第1項本文に規定する方法により算出した額(この額が改良法施行令第13条の2の規定により読み替えてその例によることとされる旧令第6条の2第2項の規定による割増賃料の限度額に改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧法第12条第1項の規定により算出した額の範囲内で市長が定める家賃を加えた額を超えるときは、当該額)が第1項の規定により市長が定めた家賃の額を超えるときは、当該認定に係る期間(当該入居者が当該期間中に改良住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じた日から当該明渡しの日までの間)、毎月、その差額に相当する額を付加家賃として徴収することができる。

4 (略)

(収入超過者の認定)

第46条 市長は、入居者が改良住宅に引き続き3年以上入居している場合において、第42条において準用する第15条第3項の規定により認定した入居者の収入が第43条第2項の規定により読み替えて準用される法第23条第1項第1号ア又はウに掲げる場合に応じ、それぞ

し、その旨を通知する。

2 (略)

(使用料)

第49条 社会福祉法人等は、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額以下で市長が定める額の使用料を支払わなければならない。

2 (略)

(準用)

第50条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第16条から第19条まで、第21条から第28条まで、第37条及び第40条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第16条中「第11条第5項」とあるのは「第48条第2項」と、「入居指定日」とあるのは「使用開始指定日」と、「第32条第1項若しくは第37条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、「第41条第1項」とあるのは「第53条」と読み替えるものとする。

(使用の手続等)

第61条 第58条第2項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受け

れ同号ア又はウに掲げる金額を超えるときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2 (略)

(使用料)

第49条 社会福祉法人等は、毎月、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額の使用料を支払わなければならない。

2 (略)

(準用)

第50条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第16条から第19条まで、第21条から第28条まで、第37条及び第40条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第16条中「第11条第5項」とあるのは「第48条第2項」と、「入居指定日」とあるのは「使用開始指定日」と、「第32条第1項又は第37条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、「第41条第1項」とあるのは「第53条」と読み替える。

(使用の手続等)

第61条 第58条第2項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受け

た日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。

(1)・(2) (略)

2～5 (略)

(使用料)

第62条 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料の額を限度として、市長が定めるものとする。

2 (略)

(保証金)

第64条 (略)

2 (略)

3 第18条第2項及び第4項並びに第19条の規定は、第1項に規定する保証金について準用する。この場合において、これらの規定中「敷金」とあるのは「保証金」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(使用許可の取消)

た日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならないものとする。

(1)・(2) (略)

2～5 (略)

(使用料)

第62条 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、市長が定めるものとする。

2 (略)

(保証金)

第64条 (略)

2 (略)

3 第18条第2項及び第4項並びに第19条の規定は、第1項に規定する保証金について準用する。この場合において、「敷金」とあるのは「保証金」と読み替え、第18条第2項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(使用許可の取消)

第65条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 駐車場又はその附帯する設備を故意に毀損したとき。

(4)～(6) (略)

2 前項の規定については、第41条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、「第1項」とあるのは「第65条第1項」と読み替えるものとする。

(損害賠償等)

第66条 (略)

2 (略)

3 駐車場内における自動車の破損、盗難、事故等については、市は、一切の責を負わない。

第65条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。

(4)～(6) (略)

2 前項の規定については、第41条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条中「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第65条第1項」と読み替えるものとする。

(損害賠償等)

第66条 (略)

2 (略)

3 駐車場内における自動車の破損、盗難、事故等については、市は、一切の責を負わない。